

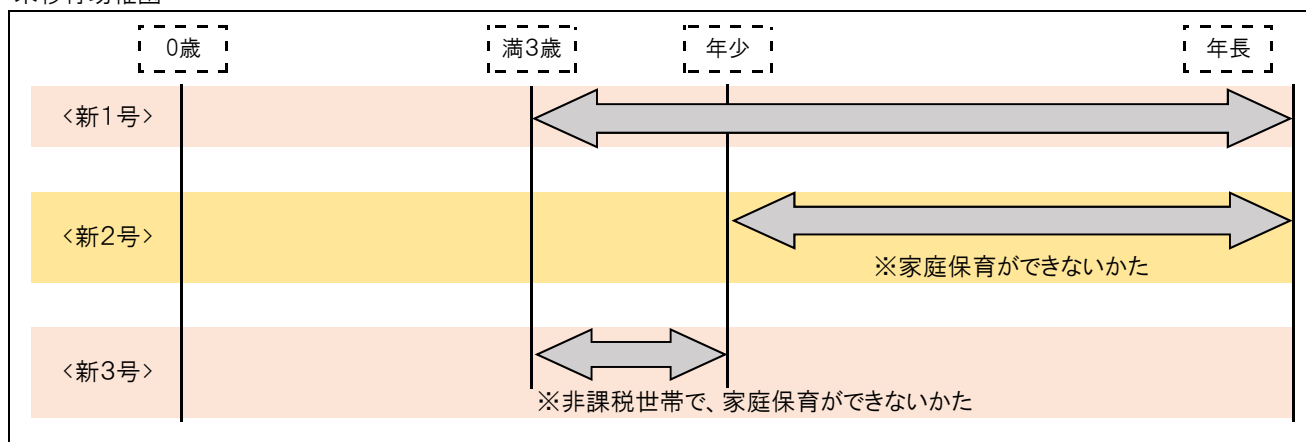
施設名	利用するサービスの種類	所在地・電話番号	利用開始(予定)日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	tel	令和 年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	tel	令和 年 月 日

申請にあたって同意していただく事項

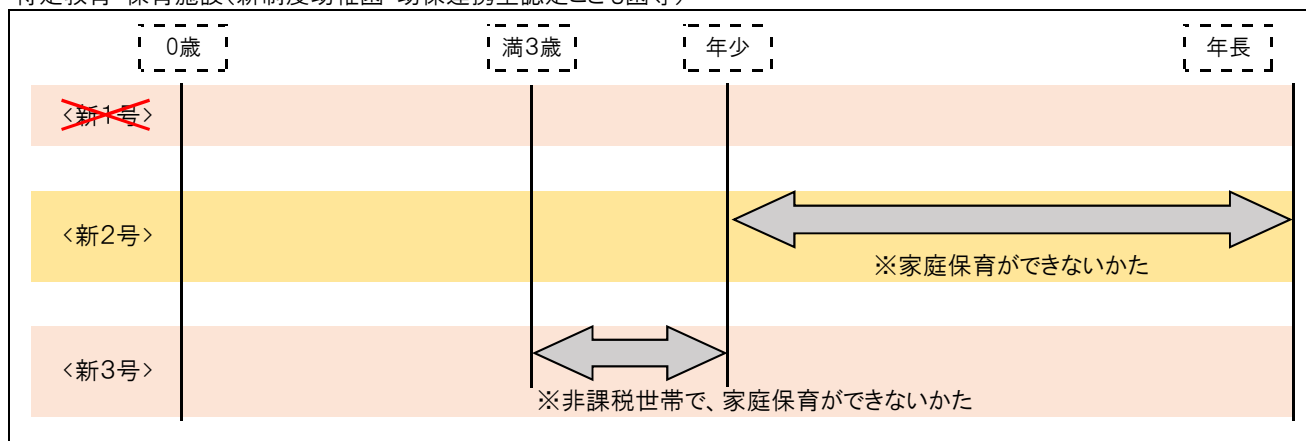
1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

◆主な施設における認定種別

未移行幼稚園



特定教育・保育施設(新制度幼稚園・幼保連携型認定こども園等)



認可外保育施設

